

Discussion Paper Series A No.543

台湾総督府の行政と現地社会
――支庁および街庄の制度と実態――

佐藤正広

2010年11月

Institute of Economic Research
Hitotsubashi University
Kunitachi, Tokyo, 186-8603 Japan

台湾総督府の行政と現地社会

—支庁および街庄の制度と実態—

目次

1 問題の所在

2 末端行政事務の形成—苗栗支庁の例

2.1 はじめに

2.2 苗栗支庁の行政文書と図書

2.2.1 概観

2.2.2 部署ごとに見た目録の内容

2.3 事務引継演説書

2.3.1 支庁本体の演説書

2.3.2 苗栗病院の演説書

2.3.3 苗栗警察署の演説書

2.4 本節のまとめ

3 行政機構への現地住民の組織—街庄および保甲の制度と実態

3.1 はじめに

3.2 街庄制度および保甲制度の歴史的前提と法的根拠—基隆庁の事例

3.2.1 総督府統治初期の街庄制度

3.2.2 保甲の設置と街庄との関係

3.3 街庄役場運営の実態

3.3.1 利用した資料

3.3.2 復命書の検討

3.3.2.1 法令等の周知—保正甲長の実質的な使役

3.3.2.2 戸籍業務—一般住民による行政制度認知の過程

3.3.2.3 文書管理業務—街庄長および書記の資質に関連して

3.3.2.4 教育への注目—現地社会のニーズと公学校

3.3.2.5 事務所の体裁と街庄長および書記の執務状況

3.3.2.6 街庄行政改善に関する提言

3.4 本節のまとめ

4 むすび

引用・参考文献

図表

表 1 苗栗支庁の行政文書・図書等目録

表 2 基隆庁街庄巡視復命書の内容

台湾総督府の行政と現地社会

—支庁および街庄の制度と実態—¹

佐藤正広²

1 問題の所在

日本による台湾統治が始まったのは日清戦後の1905年であった。当時の台湾には、漢人系、現住諸民族系からなる約300万人の住民が、独自の社会を築いており、また清朝による統治機構も存在していた。当然のことながら、日本人はいわゆる「無主の地」に入植して思うままに社会を形作っていったのではなく、先行する統治機構や現地社会の存在を前提とし、そこに介入する形で自らの統治システムを形成していったのである。

台湾総督府の官僚たちの多くは、基本的に内務官僚であった。彼らは日本内地での行政経験と、それに伴う統治のノウハウを持っていた。英仏をはじめとする列強と異なり、日本は植民地統治の歴史的経験を欠いたうえ、キリスト教の宣教師等により現地社会の情報が事前にもたらされることもなかったため、官僚たちは、台湾において、日本での行政経験という、いわば手持ちの材料以外に、行動の基準となるものがなかった。つまり彼らは、日本本国で培った感覚と、それに伴う知識をもとに、台湾における統治機構を運営するしかなかったのである。しかし台湾は歴史的伝統も言語も日本とは異なる社会である。その社会に日本の行政をそのままの形で持ち込んでも円滑に機能しえないであろう。すでに存在していた現地社会の組織を何らかの形で取り込み、これを日本の統治機構に適合的な形に再編することによって、実効的な植民地統治機構は作り上げられたとみるべきである。ことの性質上、このプロセスは試行錯誤の性質を帯びざるを得ない。

本稿の目的は、日本による統治最初期の台湾において、総督府の下級行政機構が、統治にともなう具体的業務と、それに対応する組織を、現地社会との関係で、いかにして形成していったかを、実例により示すことにある。その際、日本から派遣された官僚と、台湾の現地社会との接点に着目し、日本人官僚による台湾社会の認識と、現地住民による日本の行政システムの受容のあり方に、特に注意を払うことにしたい。

この課題に接近するため、本稿では2で、日本人官僚が組織していた行政体の末端に位置する支庁(時期によって弁務署)を取り上げ、その草創期の組織および業務内容と、当事者による行政課題の認識について調べる。ついで3では、

¹本稿は未定稿であるので、著者に無断で引用することを禁ずる。

²一橋大学経済研究所・教授

その下において、現地住民によって運営された組織である街庄、保甲をとりあげ、その制度上の位置づけ、業務の内容と、その実態に関する日本人官吏による認識について調べていくことにしたい。

2 末端行政事務の形成－苗栗支庁の例

2.1 はじめに

台湾統治の最初期、日本人が組織した行政体は、現地社会との関係の中で、そのなすべき具体的な業務をどのようにして形作り、体系化していったのであろうか。本節では、そうした下級行政機関のうち、庁の出先機関であった支庁を取り上げ、その行政事務が全体としてどのようにして創始されていったか、また、その際に当事者の関心がどこに向けられていたかを調べることにしたい。

取り上げる資料は、1897（明治 30）年 6 月に、台湾総督府地方官官制の改正により、弁務署に改組のうえ台中県から新竹県に移管された³苗栗支庁の事務引継書である⁴。この資料は、苗栗支庁を構成した支庁の本体、警察署、病院の 3 つの組織につき、その保有する文書一覧、図書一覧の他、業務の実態と当面する課題について記述する「演説書」を含んでいる。この資料は、支庁という行政組織が、他県への移管という事情により、ある時点における業務と資料の全体像を記述する必要から生まれた資料である。すなわち、ここからは支庁業務全体の断面図を読み取ることができる。ここで、警察と病院が、支庁のその他の業務全般とは別立てで作製されていることは、総督府による施政開始後 2 年目の地方行政府により、「匪徒」対策を中心とする治安維持と伝染病対策とが、特に重要な行政課題として認識されていたことを物語るものであろう。

苗栗地方は、北は新竹、南は台中地方と隣接し、西は台湾海峡に向かって開けた台湾北部の地域である。苗栗支庁時代の職員の構成は不明であるが、新竹県に移管後の 1898（明治 31）年時点では、旧苗栗支庁を構成したと思われる苗栗弁務署、太湖支署、大甲弁務署の合計で、署長、主記、警部、嘱託、雇あわせて 46 名を擁している。うち、氏名から現地住民と判断できるのは雇 4 名である⁵。また、事務引継書中、警察署による事務引継のための「演説書」によれば管轄下の人口は約 11 万 4700 名余であった。同時代日本の行政組織の規模との対

³明治三十年勅令第五百五十二号台湾総督府地方官官制により、5月14日付で苗栗支庁は廃止され、苗栗弁務署が置かれた。

⁴明治三十年台湾総督府令第二十号により、県庁の管轄区域が改正された。以下、苗栗支庁の引継書類に関しては、国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』9572による。なお、苗栗支庁の行政文書それ自体は、今日では見ることができない。新竹県に移管後、いずれかの時点で破棄されたものと思われる。

⁵内訳は以下の通り(括弧内は現地住民の内数)。苗栗弁務署:署長1、主記12、警部3、参事3(3)、雇5(3)。太湖支署:支署長1、主記2、雇4。大甲弁務署:署長1、主記8、警部2、参事5(5)、嘱託1、雇6(1)。以上、台湾日日新報社(1898)による。

比でいうならば、支庁とは、府県と郡との中間程度の人口規模であることが判る。

次項以下では、この資料を見ることを通じて、支庁行政の形成過程ならびにその構造と、当事者による行政課題の認識について探ることにする。

2.2 苗栗支庁の行政文書と図書

2.2.1 概観

どのような組織にとっても、その組織の業務記録を蓄積することは不可欠である。それは組織内外との関係で証拠ともなり、また、業務上のノウハウを継承する役割も果たすからである。業務記録は、対象とする業務ごとに作製され、部局など組織の構造におおむね対応する分類を与えられて保管されるのが普通である。また、その組織自体によって作成された書類以外に、関連する法令など、業務の参考となる資料や図書も蓄積されていく。このような事情から、ある組織の文書と図書を、その組織の附与した分類にしたがって試みていくことは、組織の業務全体を構造化して捉える手段となり得るのである。この事情は、苗栗支庁のような行政体についても当てはまる。

この観点から、苗栗支庁が引継を行った時点で保管していた行政文書と図書の目録を読むことにしたい。表 1 のパネル a が支庁の行政文書、b は支庁の行政文書の中に独立した目録がなく、演説書の本文中に列挙された文書、c が図書の目録である。さらに、支庁本体と独立に作成された苗栗警察署と苗栗病院の行政文書を、それぞれパネル d およびパネル e として表示した。表 1 には全体を通じた総計を表示していないが、図書および備品を除く、苗栗支庁、警察署、病院の行政文書は全部で 1375 点ある。

まず、係、警察、病院など、支庁を構成する下部組織（以後「部署」と呼ぶ）ごとの点数を見ると、租税係が飛び抜けて多く 438 点、ついで警察署 332 点、庶務係 221 点、会計係 132 点の順に並ぶ。行政の根幹をなす業務である徴税と治安の維持、文書管理、予算の編成と執行などが、やはり行政文書の点数から見ても大きな比重を占めているわけである。また、組織全体を通じていえることとして、基本的な法令集、官報、府報、県報などは、それぞれの部署に備え付けてあった。これらは、種々の行政事務を行う際の根拠法を示す資料であるから、日常的なレファレンス・ツールとして不可欠であった。さらに、文書の作成年次に着目すると、会計係を除き、どの部署でも 1895(明治 28)年度の点数はごくわずかであるか、または全くない。この年は日本による台湾領有の年であり、行政機構もまだ十分に機能していなかったものと思われる。そうした中でも金銭の出納を司る会計係で他に先駆けて一連の文書が作成されていたことは、不自然ではない。

2.2.2 部署ごとに見た目録の内容

次に、第1表に掲げた部署ごとに文書の内容を概観していこう

文書係で「収発簿」の点数が多いのは特に説明を要さないであろう。このほかに目につくのは、日本による台湾領有により、現地住民が清国と行き来する際に証明書が必要になり、これに伴って作成された一連の文書である。

庶務係の業務は、目録を見る限り、現地住民を直接に組織する業務であって、文書も堡や街庄の行政組織関係、戸籍関係などを中心とする。通常の水書のほか、1897(明治30)年に「諮問会に関する書類」と題する水書が173点調製されているが、この水書の具体的な内容は不明である。もし目録の配列が行政事務上の関係を反映すると見るならば、この資料は「戸籍簿冊」と「下級行政組織に関する書類」に挟まれているので、総督府が当時進めていた、街庄など下級行政組織の把握と再編、統廃合に関わる内容—たとえば、現地調査の記録など—であるかもしれない。

農商務係では、ほかの係に比較して、1895年はいうまでもなく、1896年の水書も比較的少ない。内容的に見ると、1896年から1897年にかけて、対象とする領域が急速に広がっている。この係の業務は、この時期にはルーティン化しておらず、地域経済に関する各種の調査を実施し、それを踏まえて新たな業務が発生していった様子が窺われる。また、この係では「森林原野調査書」21点が目立つが、これはおそらく樟脳や用材など林業開発を見越し、土地の所有や用益の関係を調査したものではないだろうか。「営業名録」は現地住民を中心とする経済活動を把握する台帳である。

土木係は道路橋梁の工事にかかる書類が中心である。

衛生係は伝染病対策としての公医の活動に関するもの、およびアヘン取締関係である。

租税係の公文書は、すべての係の中で最も多い。この部署では、支庁にあった係本体のほか、現地社会を構成する単位である第一から第三までの3つの「堡」ごとに区分して目録が作成されている。係本体に関しては、税収の基幹をなす地租のほか、樟脳、砂糖、製茶、船舶鑑札、鉱業などに関する水書が調製されている。年次をおってみると、1896年には地租、樟脳、砂糖、船舶程度であったものが、1897年になると製茶や鉱業などが加わり、対象とする範囲が拡大していることがわかる。日本の行政が、自己の管轄下に置いたばかりの地域経済を、年を追ってより正確に把握していった過程を反映するものである。

租税係の行政水書で興味深いのは、「堡」単位に整理された部分である。ここには「魚鱗冊⁶」「分堡簿」「田甲簿」など、清国統治時代の土地所有関係を示す

⁶相島宏(2004)の解説によれば、「魚鱗冊とは、中国宋代以後、主として租税を賦課するために作成された官簿で、魚鱗図冊、流水魚鱗冊ともいう。(中略)なかに納められている坪

資料とならび、「地租調定元簿」「地租調定元簿下調簿」「地租調定元簿下帳」など、日本の制度である地租の賦課額を決定するために用いられたと思われる資料が大量に含まれる。魚鱗冊は漢人社会で調製された、一種の土地台帳である。分堡簿、田甲簿の内容については今のところ詳しくわからないが、おそらく魚鱗冊と組み合わせて租税や地代、耕作権などの権利関係を記録した文書であろう。支庁は、現地社会に保存されてきたこうした書類を接收し、これらに記載された権利関係を基礎にして、日本の租税制度を適用すべく作業を開始していったのである。

会計係に関しては、消耗品や備品などの物品管理と、金銭出納、給与支払いの元資料としての出勤簿など、常識的な会計業務に関係する文書が中心に作成されている。

機密費収支に関しては、目録には具体的な内容が記載されておらず、その業務に関しては、のちに触れる「演説書」をみる必要がある。

「秘書に関する書類」に含まれるのは、主として人事関係であり、官吏や雇、傭等の任免、出張、各種の辞令などが含まれる。

苗栗警察署の文書 332 点は、本署、大甲分署、後壠分署、大湖派出所に区分して目録が編成されている。犯罪、拾得遺失物、諸営業の取締、囚人の管理、衛生や検疫関係など、当時の警察業務一般にかかる書類が多い。「戸口簿」「戸口調査簿」と題された文書が、100 点ほど計上されているのは、住民を 1 人 1 人把握するこの業務が、当時の警察にとって重要な業務であったからに他ならない。人口センサスとしての「臨時台湾戸口調査」も、この業務資料を前提として設計されたし、戸籍法がなかった台湾では、この資料がのちの時代に至るまで住民登録簿としての役割を果たし続けることになる⁷。

最後に苗栗病院の行政文書は、病院の文書としてみたとき特に特徴があるものではなく、「診断簿」21 点がもっとも多い。

2.3 事務引継演説書

2.3.1 支庁本体に関するもの

以上に見たのは、支庁行政を、そこで作製された文書という観点から、いわば機械的に切断してみた断面図であった。引継文書には、それに加えて「演説書」と題する文書が添付されており、これは、支庁行政に携わった人々が、業

形図が（中略）ちょうど魚の鱗のようだったのでこのように呼んだ」とのことである。掲載されている内容は、全体の地図、1 筆ごとの土地の図、1 筆ごとの土地台帳本文（所在、面積、等級、業戸など）からなる。なお、同論文には魚鱗冊の図版が掲載されている。分堡簿、田甲簿に関しては、具体的内容を知ることができなかった。

⁷戸口簿や戸口調査簿は大甲分署と大湖派出所のみに計上され、本署および後壠分署には見られないが、その理由は不明である。

務を引き継ぐにあたって後任者に伝えておかななくてはならないと考えた事項を示している。演説書は、つまり、断面図にあらわれた業務のうち、当事者の自覚的な認識のうえで重要と考えられていたポイントを示すものといえる。

支庁本体には「機密事務引継演説書」「事務引継演説書」の、2種類の演説書がある。順を追って概観しよう。

機密費および秘書 まず「機密事務引継演説書」であるが、これは機密費に関する件および秘書に関する件を中心としている。

機密費に関しては、この費目は1896年6月から1897年5月までの1年間で315円支出したが、その内容はすべて「土匪」の探索に費やしたとし、「機密費収支に関する帳簿目録」を掲載している⁸。

秘書に関する件には「職員任用上申の件」「職員進級内申の件」「請書提出の件」が含まれる。いずれも職員の身分に関する事項である。機密費同様、この項目でも書類目録が掲載されている⁹。

内務課庶務係 「事務引継演説書」は、支庁内の部局ごとに編成されている。順を追ってみていくことにしたい。まず内務課庶務係には、以下の7点が述べられている。

第1は、物品寄附、叙勲、紳章の附与に関するもので、これらはいずれも、漢人を中心とする現地社会の有力者を組織し、支庁行政に協力させる施策に関係する。

第2は、内地人寄留者取調に関する申し送りである。

第3は、統治の基礎として戸籍簿を整備する必要があることに関する記述である。

第4は、宗教に関するものである。日本国家の基本方針として、宗教の自由は守られるべきである。その事情に加え、台湾統治にあたっては、本島「未開人民」を組織するため「各個人の宗教心に重きを置かざる可からざる」事情が存在する。それにもかかわらず、現状では、現地社会の宗教施設(寺廟など)を徴発して軍や官衙の宿営に充てるようなことがなされている。この状態をそのまま放置することは「民心を収攬する所以の道にあらず」と、演説書は現状を強く憂える。これは、統治最初期の台湾において、日本の諸官庁の末端組織が使用する建物の確保も間に合わなかった状態を物語るものでもある。

第5は、地元有力者を組織する必要についてである。日本の統治下で、現地社会の共同体である街庄の統合が進んでいるが、旧街庄長は地域社会で信用がある人々なので、統合の結果成立した新街庄で、街庄長の下に名誉職の「総代」として組織するべきである。

⁸このリストは表1にパネルbとして掲載した。

⁹このリストも表1にパネルbとして掲載した。

第 6 は、来住日本人の質にかかる問題である。苗栗にも次第に日本人が移住してくるようになったが、その中には「正業者」でないものが多く含まれており「本島従来 of 習慣に悖り害毒を流す」ことが多い。たとえば「代弁」などと称する「不正内地人」はが現地人を唆して官庁を煩わせるケースが増えている。このような日本人に対して、行政権によって「退去放逐等の処分」を実施できるような制度を作るべきである。

最後に第 7 は、管内に弁務署 3 箇所を開設する予定で、その庁舎に当てるべき建物の修繕費用を 1 箇所につき 1500 円請求し、近日中に下付されるであろうという申し送りである。

以上のように、内務課庶務係の関心は、現地住民をいかにして日本による統治に従わせるか、その際に、その障害となるような要因（「不正内地人」など）をいかにして排除するかということに向けられていたことが明らかである。

内務課農商係 内務課農商係で列挙されているのは以下の 7 点である。

第 1 に、神戸水産博覧会(第 2 回)に現地の漁民もしくは魚商から参観者を派遣する件については、すでに人選を済ませたこと。

第 2 に、「本島樟脳業上悪弊矯正方の件」があるが、これは文書を提出したという記述がされているだけで、内容に関する記述はない。

第 3 に、「港湾形状、河川舟路支那形船舶取締の件」についても、報告が済んでいないという記述のみがある。

第 4 は、「殖民地適地調査の件」であるが、ここでいう「殖民地」とは日本人による入植地の意味であろう。この件については民政長官¹⁰から照会があった。管轄下の土地は、官民有の区分が不明の箇所が多く、調査は難航したが、かろうじて完了した。しかし支庁が廃止されることになり、報告にいたらずにいる。

第 5 は「生蕃界隘丁官設願の件」であるが、この件については少々込み入った事情が述べられている。概要は以下の通りである。清国統治期に「蕃人」対策として「撫墾局」が置かれ、300 余名の隘勇が所属していたが、日本軍の來台とともに廃止された。これは現地住民に対する武装解除の意味でなされたものであろう。ところが、その結果、「蕃害」、すなわち原住民族による漢人への襲撃が続発するようになった。支庁は 1896 年 6 月に撫墾署を設置し、これによって「人民は安堵」したが、「蕃害」は止まらなかった。結果、住民の中に「清国統治の旧政を追懐するものあるにいたる」状況となった。こうした中、現地住民有志が隘丁を私設、これにより被害はやや減少したものの、終熄するには至らなかった。このため、現地住民 3 名が隘丁官設の願書を提出、協力を申し出たが、日本人の詐欺に遭い頓挫した。彼らはその後、書類を改めて再び願書を提出している。これは、ぜひ官設するべきものである云々。以上に述べられてい

¹⁰水野遵(初代民政長官)

る内容は、全体的に、抵抗する原住民族の鎮圧と、支配下にある漢人系住民の慰撫の両方にかかる問題であり、当事者が焦眉の課題と認識している様子がかがわれる。

第6は、「林野開墾再調査の件」である。1896年3月、現地住民4名から林野開墾を願い出たが、書類に不備があり、実査したところ「生蕃界に接壤したる地方と云ひ、殊に二十数里に亘る面積なるのみならず、其間に纏綿せる各種の事情は直に之を判剖する能はず」、調査のために長時間を要しつつも、何とか書類を再提出させたところで支庁が廃止となったと述べている。

第7は、台湾工業合資会社から石炭採掘の許可願が提出された件である。これに関しては総督府に進達したが、総督府からの回答がないままになっている。

以上の諸問題のうち、第5と第6は連動している可能性が高い。開墾の対象となる林野は、原住民族の生活の場であったからである。農商係といえ、一般には産業振興に専念するものと考えられようが、施政開始後間もない1896年から1897年頃の苗栗支庁では、そうした業務以上に、樟脳生産や林野開墾などの前提となる原住民族対策に注意関心が向かっていたようである。

内務課土木係 この係で述べられているのは、「道路橋梁修繕工費下附方の件」1件のみである。1897年5月6日に水害があり、道路と橋梁が破損した。樟脳油や砂糖などを搬出する重要なルートにあたるので、速やかに復旧すべく、民政局長に工費下附について照会中であるという内容である。破損箇所と修繕予算の一覧表が添付されている。

内務課学務係 この係には2件の記述がある。

第1は、「苗栗国語伝習所卒業生に関する件」である。同所では1897年3月に卒業生20名を出した。そのうち、官衙に就職したものはわずか4名にとどまる。入学勧誘の際には、卒業後は「官吏若くは教師等に採用することあるべし」と宣伝した。これを受けて「有給教師其職を擲ち入学せしもの其数七名」をはじめ、それなりの社会的地位ある者が入学してきている。これをそのまま放置することは、約束を破ることになり、好ましくない。

第2は、「学田に関する件」である。学田とは清朝時代の制度で、土地を小作に出し、その地代収入を教育機関の費用に充てるものである¹¹。この趣旨からしてこの制度は今後も存続させ、公学校設置に用いるべきである。

以上のように、施政開始当初の学務関係業務では、現地社会の旧来の教育システムを部分的には継承しながら、全体としては日本語を中心とした教育システムに置き換えていくことに注意が向けられていた¹²。また、現地社会の側でも、おそらくは統治者が変わったことへの現実的対応であろう、新システムへの一

¹¹この制度は日本でも北海道などで見られた。

¹²この点については、3で、街庄についてみる際にも触れる。

定の協力者が現れていたことがわかる。

内務課衛生係 ここには6件の記述がある。

第1は、清潔法である。これはペストやコレラなどの対策として、台湾全島で行われた。苗栗支庁では、支庁所在地である苗栗街においてはこの施策は順調に進み、他の地域では督励中と記されている。

第2は、伝染病対策としての予防接種に関するものである。種痘の効果があり、天然痘は管下で大発生することはなくなった。ただし、「衛生観念無之」現地住民の間では予防接種を受けるという意識がないので、これを説得して接種を受けさせる方向で動いている。

第3は、現地人医師の確保に関するものである。これも予防接種の実施と関係している。すなわち、種痘の接種にかぎり、「土人医師をして公医の助手たらしむる」措置を講じ、人手を確保すると同時に、予防接種に関する啓蒙の効果も上げるべきである。これと同時に、従来開業の現地人医師の中で、「学識経験ある者」を選抜して、これに「鑑札又は証明書を下付する事」が必要である。

第4は、アヘンの取り締まりに関するものである。阿片令の実施とともに、現地住民1名に「取締」を、また7名に「請負人」の特許を与えた。吸食出願者は、「三等」が200人余である。ただし、この制度による「阿片売下」にあたり、販売の単位を「一種一箱以上」としているのは現実的でない。なぜなら、管下人民の生活程度は低く、購買の単位ははるかに小さいからである。

第5は、花柳病に関するものである。「内地人」の間に梅毒患者が増加している。これは「殖民地等に於ても免る可からざる現象」だが、警察による取締で効果を上げうるであろう。

第6は、日本人公医の一時帰省とその対策に関するものである。大湖庄の公医、出田四郎が徴兵検査のために帰省しており、苗栗街公医2名にその代理を命じた。

以上、衛生係の関心事が伝染病の予防のための接種と医師の配置、阿片の取締にもっぱら向けられていたのは自然なことであろう。

財務課租税係 この係には5件の記述がある。

第1は、「地租徴収残務の件」で、期限を過ぎても未納の者が多く、その督促などに多額のコストを要するという内容である。また、清朝の行政府から引き継いだ文書には、権利関係に関する記載の不正確なものが多く、その訂正にも手間がかかった様子が、以下のように述べられている。

「如何にせん調定元簿の其亦元簿は則旧粮櫃取扱に係る分堡簿にして其分堡簿中重複且錯雑等の誤調又尠しとせず納者出頭して而して始めて其誤調なるを発見するもの過半数なり現時は納者日々出頭して取調中なり」

文書目録には「魚鱗冊」「田甲簿」「分堡簿」が数多く含まれていたが、これ

らは上記のような業務に使用された基礎資料であったと考えられる。

第 2 は「官租徴収の件」である。清朝時代の制度では「官租」は国家が徴収する地租であり、これに対して大租小租は地主的土地所有に伴う地代であった¹³。この「官租」徴収に関しては、特に問題がないとしている。

第 3 は「道路敷地除租の件」である。これに関しては、対象となるべき土地を現地住民が調査中なので、書類の提出を待って「除租処分」をするはずである。

第 4 は、「元苗栗支庁敷地買上除租の件」である。これに関しては取調中である。

第 5 は、「地租誤納金下戻の件」である。これは現地住民 3 名が、地租の「重複納」を訴え出た件であり、事情を調査中である。おって民政局に必要な予算の請求をすることになる。

租税係の記述を簡単にまとめておくと、表 1 の文書目録で見た書類の分布は、当事者の関心のありどころと一致していると見て良い。すなわち、清国統治時代の土地所有および課税のシステムを前提に、それをどのように、日本の制度に適合的な形に改変していくかという作業が、文書目録の上でも、当事者の意識の上でも、最重要な課題であり、業務はいまだルーティン化していなかったと見られる。

財務課会計係 この係には 4 件の記述がある。

第 1 は、「警察署新営」である。狭隘と地理不便のため、南北苗栗街の中間に新設工事を行っている。1896 年度中に完工できないので、1897 年度に持ち越した。

第 2 は、「病院新営」である。苗栗街西北の民有地を選定し、地主と交渉が成立した。土木部技手に設計を依頼したが、同人が病気のため、1896 年度中に設計許可を得られなかった。1 万円の予算である。病院の利用者は 1896 年 7 月から 12 月の間で 1914 名に上る。「開設以来漸次土人の信用を得」、利用者も増加しつつあるので、早急に新営する要がある。

第 3、「計算書の整理」では、1896 年度および 1897 年度に関して、「不足額交付の遅速に依り」一部の月について結了できていない。

第 4、敷地内の買上官舎を貸し付けたケースがあり、一覧リストが添付されている¹⁴。

¹³ここで「官租」と特に記述しているのは、施政開始後 3 年に満たぬこの時期には、日本の行政が清朝時代の租税制度をそのまま引き継いでいたということかもしれない。

¹⁴第 1 号：苗栗病院、第 2 号：新井某、第 9 号：熊本県梶川某、第 8 号：苗栗芒埔庄陳某、第 12 号～17 号および第 22 号～24 号：陸軍守備隊、第 18 号：苗栗監獄、第 19 号：芒埔庄李某ほか、第 20 号：同所李某。第 19 号と第 20 号は、買収以前より居住していた者に、買収後も貸し付けているもの。

2.3.2 苗栗病院の演説書

病院に関する「演説書」は、それまでの経過を述べるにとどまり、緊急に引継を要することは掲載されていないようである。かいつまんで紹介するなら以下のようなものである。

病院は 1896 年 4 月に、支庁庁舎内に開院した。当初は無償で診療したため、患者は多数に上った。同年 7 月より薬代を徴収することとしたところ患者は激減し、特に現地住民は「来診途絶」の状況となった。9 月に巡査および看守で俸給 12 円以下の雇員、傭員については無料とし、その後現地住民についても無料としたため、患者数は増加しつつある。一般的には、邦人の来住が多くなるにつれて患者数は増加する傾向があり、現在の庁舎（民家を借り受けたもので、病室も 2 室のみ）では狭隘となっている。

2.3.3 苗栗警察署の演説書

警察署の「演説書」は、「高等警察業務」「普通警察業務」「司法警察業務」の 3 部からなる。

高等警察業務 管轄地域の治安状況に関して、「部内一般平穩に属し党与を連結して秩序を紊り治安を害するが如き企画を為すものあるを見ず」と現状について述べたのち、施政開始直後に起きた漢人系住民による武装蜂起に関して報告している。それによると、吳湯興は「無頼不良の徒を糾合して義民軍と称し」新竹で日本軍と戦闘になったが火力において敵せず、香山から彰化に転戦してここで陥落した。以後、他地方には「匪類草賊」あるものの、管内は平穩になったという。この事件に関して、担当者は、苗栗の人々は吳湯興を制止したが、呉はこれに逆らって決起したため、その末路について冷笑しているという趣旨のことを述べている¹⁵。

普通警察業務 ここには 3 点が列挙されている。

第 1 は、清潔法の施行である。これはいうまでもなく伝染病対策であり、支庁本体の内務課衛生係の施策を、警察が実行したものである。具体的には、現地住民の習慣もあってなかなか実効を伴わないものの、天然痘や赤痢の減少などがみられ、状況は徐々に改善しつつあるとしている。特に大湖街では「屋外の清掃、下水の疎通」など好成績である¹⁶。

第 2 は、1897 年 6 月 1 日に施行された阿片令の実施状況に関してである。こ

¹⁵これはあくまで日本人為政者の眼に映じた現地住民の姿であり、これをそのまま真に受けることは危険である。国史館台湾文献館の陳文添氏のご教示によれば、吳湯興は 1895 年 6 月から抗日軍を率いて近衛師団の部隊と転戦し、同年 8 月 28 日に彰化八卦山に戦死した。夫の死を知った彼の妻は二回も自殺を図り、最初は救われたものの二回目に念願を遂げた。その姿は地域の人々の涙を誘ったという。当時の抗日軍は地方の有力者らが、予想された掠奪から自分の財産などを守るため組織したものと考えられる。

¹⁶衛生係の記述と比較すると、若干の齟齬が見られるが、それについてはここでは問わない。

れについては、アヘン吸食者のほとんどに鑑札を交付済みであると述べるにとどまる。これも衛生係の「演説書」と重複するが、記述ははるかに簡単である。

第3は、風俗取締であり、ここには「賭博」「料理飲食店」「旅人宿」「演劇其他の興業」が含まれる。

「賭博」に関しては、現地住民には「篤く訓誨」し、内地人には「嚴重に之を取締」としている。「料理店飲食店」に関しては、酌婦による売春を抑制していることが報告されている。「旅人宿の営業取締」に関しては、無届け営業はなく、帳簿、飲食物、客人接待について視察したところ、不都合はなかったと述べる。「演劇其他の興業」に関しては、現地住民によるものの多くは「祝日祭典の挙行」であり、演目についてみても水滸伝や三国志などで、治安を害するものや「隈褻」なものはないとしている。

司法警察業務 この業務に関しては、そもそも業務自体が少ないこと、その主な内容は「強窃盗殴打証告等」であること、「生蕃人の兇行」はあるが、これに対しては現場検証を行うのみで、糾明には至らない現状であると述べる。

2.4 本節のまとめ

以上、支庁の部局ごとに、文書および図書の目録と演説書を取り上げ、その概要について述べてきた。ここで、この両者の関係に関して述べて、本節のまとめとしたい。

本節で用いた2種類の資料について、もう一度その性格を確認しておく。まず、目録は、ある時点でその組織が保管していた書類や図書の総体を機械的に記録したものである。その意味で、この史料は、それを残した組織の業務のあり方を、ある程度客観的に示すものと見られる。これに対して、演説書は、それぞれの組織の当事者が、主観的認識として、引継に当たって抜かしてはいけなさと自覚している事項を中心として作成されている。このばあい、いわゆる経常業務で、内容がその組織にとっては自明なため、特に丁寧に引き継ぐことを要さないような種類の業務は、仕事量としては多くの割合を占めたとしても、演説書では触れられないか、触れられても小さな扱いになることが予想される。このような観点から、2.2および2.3に見てきたことを対比してみよう。

まず、文書係は目録にのみあり、演説書には登場しない。特に引継文書を残すまでもなく、業務内容は明白だったのであろう。

目録と演説書が比較的一致している部署として、農商係、土木係、租税係が挙げられる。土木係は業務内容が道路橋梁、官庁庁舎などの新設や営繕に限定されていて、それ以外の業務が少なかったのであろう。また、農商係、租税係については、勸業や徴税など、本来は経常業務となるべき業務が、この時期にはまだ制度的に確立しておらず、これを確定して経常業務化していくための前

提となる現地調査その他の作業が、業務内容の多くを占めたものと思われる。そのため、作成される文書に代表される業務の多くは経常的なものではなかったし、その業務内容は、当事者たちの意識にも焦眉の課題として上っていたのであろう。また、このことと関係して、作成された行政文書の内容も年度により変化が大きく、毎年同じタイトルの文書が作成されるような状況にはなっていない。

これらに対して庶務、会計、警察などは、どちらかといえば目録と演説書が一致しない。

庶務係は、令達、告示などの取扱や、戸籍関係などの文書を中心とする。「諮問会に関する書類」が、点数としては飛び抜けて多いが、この内容が、現地社会における下級行政組織(街庄など)の再編に関するものであった可能性があることを指摘した。しかしこれは、ある意味で自明な業務であったためか、演説書では特に取り上げられていない。演説書では、紳章の賦与や戸籍の整備、宗教対策など、現地住民を組織するための諸施策について主に引継がなされている。

会計係は、支庁組織の中ではもっとも早い時期から業務が経常化していたと見られる係で、その様子は文書目録にもあらわれている。しかし、その経常業務については演説書で触れられることはない。演説書では、会計システムが順調に機能していないことに関する報告を別とすれば、支庁の行政事務が急速に膨張したことに対処するための、庁舎の増築等のための臨時の支出に関するものである。設置以後足かけ 3 年の間に、支庁の行政事務が、試行錯誤のうちにも形をなしてくる過程を反映するものであろう。

本節では以上のように、目録という客観的な面と、当事者の認識の面との、二つの側面を対照することにより、支庁行政の全体像の再構成を試みた。そこから窺われた様子は、新たに設置された管轄区域で、支庁が、まず治安を確保(匪徒対策、戸口調査)し、伝染病の猖獗を極めた衛生環境を改善し、税収の根幹である地租を確保(旧制度との接続)しながら、現地社会の組織を自己の行政に適合する形に再編(街庄の統合など)し、現地住民の協力を得ていく(紳章の授与、寄附など)ことを試みつつある姿であった。これと同時に、将来の行政の基礎として、社会や経済の諸調査を行っていったのである。ただし、ここで調査といったときに、その中心をなすのは、定型化した統計調査というよりは、具体的な必要に密着した現地調査であったと推測される。

こうした状況を反映して、表 1 に見るかぎり、支庁、病院および警察の行政文書中に、「統計」と明示的に題されているものの数は極めて少なく、1300 点あまり調製された行政文書のうち、わずか 6 点に過ぎない。おそらく、1897 年に「台湾総督府報告例」が定められ、これを受けて各庁がそれぞれに報告例を制

定するまでは、統計調査は、警察業務を除いては、支庁など末端の行政機構で経常業務としての意味をもつことはなかったと思われるし、事務の担当者たちによって、行政上切実な課題として認識されることはなかったであろう。また、このようにして目前の行政課題に迫られていた担当者たちにとり、「台湾総督府報告例」に含まれるような詳細な統計調査を求められることが、大きな負担と感じられたであろうことは想像に難くない。

3 行政機構への現地住民の組織—街庄および保甲の制度と実態

3.1 はじめに

台湾総督府の統治機構について、ごく単純化して述べるなら、総督府、庁（時代により「県」あるいは「州」など）、支庁（時代や地域により「弁務署」など）等の各級の行政機関からなるが、これら日本の機関が無媒介に現地住民を組織し得たわけではない。清朝による支配時期以来、現地社会には「堡」「街庄」「保甲」などの現地住民による組織が存在した。これらを改変しつつ取り込み、その上に立つことによって初めて、日本国家による行政機関は、台湾における各種の行政を進めることができたのである。筆者が関心を抱いている統計行政についても、この事情は当てはまる。

本節では、以下、総督府による統治の初期において、漢人系住民を構成員とする末端行政組織として再編、整備された「街」および「庄」（以下、一括して「街庄」と呼ぶ）、さらに、これとならぶ末端警察行政組織である「保」「甲」（以下、「保甲」と呼ぶ）について取り上げ、その制度的な枠組みの大要について記述する。その上で、街庄を対象とした日本人官吏による巡視報告書をもとに、この行政組織の実際の状況について観察することにしたい。日本人による支配の対象となった台湾社会がどのような特徴を持っていたか、また、日本の統治機構はそうした台湾社会をいかにして包摂していったか、これらについて、具体例に即して見ることが、本節の目的である。

3.2 街庄制度および保甲制度の歴史的前提と法的根拠—基隆庁の事例

まずはじめに、日本統治以前の台湾における統治機構の沿革と、「街庄」「保甲」の位置づけについて、沖田哲也（1984）に依拠しながら見ていくことにしたい¹⁷。

同論文によれば、清朝治下、台湾省設置後の統治機構は、巡撫（劉銘伝）の

¹⁷沖田哲也（1984）は、行政学の立場から台湾の行政制度について論じており、清朝の旧制度と日本の地方制度の双方との関係を視野にいれ、総督の行政的位置、総督府の機構の変遷などについて、領台初期から昭和戦前期に至るまで包括的に論じた基本文献である。ただし本稿では、総督府による施政初期の街庄および保甲を対象を絞って参照した。

もとに、主として財政を掌る布政使、主として司法および各種民政を掌る按察使がおかれ、さらにその下に台北、台湾（台中）、台南の3府および台東直隸州がおかれた。この3府の下には11県3庁があったが、この地域区分は、後に日本が台湾を領有した際に、そのまま引き継がれたケースが多い。県および庁のさらに下には坊、里、堡、郷、澳、社の末端制度を設けていた。そしてこの末端地域内に「自然村として、街・庄・郷の慣例区域が含まれていることもあった（62頁）」という。

また、保甲制は、中国本土では宋代の王安石の改革に由来する制度だが、台湾では1733年に朱一貴の乱をきっかけに全島に採用され、劉銘伝の治下で全台保甲総局、分局等の制度が整えられ「官民混合の警察制度」として系統化された。しかし、これによる土匪鎮圧の効果は上がらなかったと沖田は述べている。

3.2.1 総督府統治初期の街庄制度

つぎに、街庄制度および保甲制度が、日本による統治初期においてどのように変容したか、また、日本の統治制度の下で、これらの組織が具体的にはどのような機能を担うことになったかについて、街庄、保甲の順に見ていくことにしたい。

はじめに街庄についてみよう。日本統治期に入り、乃木希典総督時代の1897（明治30）年、府令第二十号により6県3庁の下に86弁務署が置かれ、弁務署の下に「日本領有後初の末端機関として街・庄・社を設置した（76頁）」¹⁸。ここで、従来の「自然村」であった現地住民の組織が、日本の統治機構の末端に組み込まれたわけである。その後、児玉源太郎総督時代の1901（明治34）年には勅令二百二号により県を廃し20庁を置き、弁務署を廃して庁の下に支庁を置いたが、現地住民の組織としての街庄社はその後、1909（明治42）年にいくつかの街庄を統合する形で区長役場が置かれるまで¹⁹、制度的枠組みとしては変更なく続した。

いま、1904（明治37）年に総督府が実施した、台湾全島および澎湖島に関する「街庄状況調査」の結果報告²⁰を見ると、街庄は3170あった。これを庁あたりに平均すると150ほどになる。同じ調査で、対象となった街庄の人口は292万5575人、戸数は54万8901戸、耕地および建物敷地の面積は79万5509.912

¹⁸沖田(1984)

¹⁹明治四十二年勅令二百十七号。ただし、この制度改革後も、地域区分としての街庄社は存続した。

²⁰国史館台湾文献館所蔵、『台湾総督府公文類纂』1168、1169、1170、1171。これは持地六三郎が責任者となって実施した大規模な調査である。ちょうど臨時台湾戸口調査が実施された時期と並行して実施され、その結果報告は行政文書の簿冊で約1400丁からなる浩瀚なものである。施政初期の統計的調査として注目に値する内容を有するものであるが、結果が刊行されていないため、これまであまり注目されてこなかった。この調査に関する詳細は別項に譲る。

甲²¹、その筆数は171万9142筆であった。これを単純に1街庄あたりの平均にすると、それぞれ約920人、約170戸、約251甲、約540筆となる。日本でいえば、小規模な大字程度の広がりを持った社会組織ということになる。

さて、以上のような制度的な沿革を踏まえた上で、実際に街庄が、どのような業務を担っていたかを、1902（明治35）年の基隆庁を実例としながら見ていくことにしよう²²。

『基隆庁報』に掲載された「街庄長処務規程」によると²³、「第一章 服務」に、街庄長の任務を「下級行政事務の一部を補助執行し努めて上意下通下情上達を期す可し（第一条）」と規定している。具体的には、「令達諭告等」の周知（第二条）、住民からの「諸願伺届書」の受理と、その際の精査及び意見の具申（第三条）、街庄共有財産の管理（第四条、第五条）、書記の任用（第六条、第七条）、職務専念義務（第八条）、街庄内の巡回と報告（第十二条）、協議費および税の取りまとめ（第十三条）等が規定されている。

また、編纂すべき文書として、「一 府報綴、二 庁報綴、三 例規綴、四 戸籍に関する書類綴、五 社寺宮廟に関する書類綴、六 農工商業及水産に関する書類綴、七 学事に関する書類綴、八 統計に関する書類綴、九 税務に関する書類綴、十 公文往復綴」（第十九条）であり、備えるべき簿冊としては、「一 出勤簿、二 職員名簿、三 戸籍簿、四 街庄共有財産目録簿、五 備品台帳、六 事務費受払簿、七 収受件名簿、八 発送件名簿、九 送付簿、十 奥印簿、十一 日誌」（第二十条）が挙げられている。これらの文書、簿冊のタイトルは、とりもなおさず、総督府が、現地住民の形成する地域社会の中心人物である街庄長に担わせた業務の内容を示すものである。

以上の業務内容をみると、市町村制施行以前の日本の地方制度で末端の行政組織として位置づけられた「戸長役場」と似通った印象を受ける。戸長は本来、戸籍吏であり、戸長役場はその執務場所として設置されたのであるが、実際の運用では戸籍事務のほか、各種命令の住民への伝達と周知、徴税、徴兵などの補助業務等々を担っていた。現地社会への予備知識を欠いた状態で行政組織を立ち上げなくてはならなかった総督府官僚が、街庄などの「自然村」の存在を知ったとき、これを制度化して、明治初年の戸長役場と同様の機能を担わせようと考えたとしても不自然ではない。いずれにせよ、上述の諸規程を見るか

²¹「甲」は台湾の面積の単位であり、約0.9699haに相当する。ちなみに日本で用いられた尺貫法の1町歩は0.9917haであるので、1甲は約0.978町歩になる。

²²本稿では、後に取り上げる復命書との対応関係を考えて基隆庁を例としたが、ここで例示する諸規程は総督府が作った雛形に添って各庁がほぼ同時に、ほとんど同内容の規則を制定したものである。具体的な地名などを除き、基隆庁に固有のものではない。

²³明治三十五年基隆庁訓令第五号「街庄長処務規程」（『基隆庁報』第十五号、1902年4月25日刊）による。

ぎり、総督府が、現地社会の住民組織を、日本式の行政事務を担わせる意図をもって改編し、統治を浸透させていくことを試みたことは明らかである。

街庄行政を円滑に進めるため、庁は「街庄長会議」を開催して、情報の共有を図った²⁴。規程によれば、総ての街庄長が出席すべき「総会議」が毎年4回、庁の管轄区域を4地域に分け、各地域の街庄長が参加する「部会議」を、各地域につき毎年2回開催することになっていた。街庄長は最低でも毎年6回、連絡会議への参加を義務づけられたわけである。主宰は庁の総務課長であった。

いま、『基隆庁報』に掲載された第4回総会議（1904年12月26日－27日開催）の決議事項と注意事項を例示すれば、次のようである。

「決議事項

- 一 各校学校財源の鞏固を計る為め学校毎に造林事業を起すの企画をなすこと猶此以外街庄共有財産或は廟宇財産等の中に於て其幾分なりとも公学校基本財産に組み入れらるるものあらば併せて取調ぶること

注意事項

- 一 統計材料及諸調査事項に関しては正確を失せざる様注意すべき件
- 一 稲作改良上塩水撰種法及短冊型苗代法を各部内に勧誘奨励する件²⁵

このときの街庄長会議で取り上げられた話題は、学校教育の基盤としての共有財産管理、統計調査に関する注意、稲作改良に関する注意など、ごく具体的な課題にかかわるものである。

このようにして教育、税務、戸籍、産業振興などの末端業務²⁶を担う街庄のあり方は、総督府による台湾統治の成否を決めるであろう。この意味で、総督府では街庄行政の実態把握に強い関心を抱いていた。総督府は各庁に街庄行政に対する監督規程を定めさせ、庁属もしくは技手クラスの官吏による巡視を義務づけた。その内容については、次節で基隆庁の監督復命書を取り上げる際に触れる。

3.2.2 保甲の設置と街庄との関係

沖田（1984）によれば、総督府はまた、1898（明治31）年に保甲条例を発し、「土匪対策、水火災対策として、保甲及び壮丁団を設置し（78頁）」、保甲局の管理下に置いた。1903（明治36）年には保甲局を廃し、保甲事務所を警察官派

²⁴ 明治三十五年基隆庁訓令第三号「街庄長会議規程」（『基隆庁報』第十号、1902年3月7日刊）。

²⁵ 『基隆庁報』第百十一号、1905年1月14日刊、「彙報」による。

²⁶ 台湾においては1944年に至るまで徴兵制が実施されなかったため、日本の戸長役場や、のちの町村が担った行政事務の中でも大きな比重を占めた徴兵事務は、台湾の街庄役場事務には含まれない。また、日本の町村事務では伝染病対策を中心とする衛生関係も大きな比重を占めたが、この時期の台湾ではこれは警察の管轄であり、末端組織としては保甲がこれを担ったため、やはり街庄の行政事務には含まれていない。

出所もしくは隣接地に設けることとした。同年の保甲条例施行細則標準により「保正甲長の資格、選出方法、保甲聯合会に関する規定、壮丁団規定、罰則等が定められ、本格的な末端機関としてその定着を期した（79 頁）」。ここからも窺われるように、保甲制度はその成り立ちにおいては警察の末端組織であり、住民の一般的な自治組織である街庄とは独立の存在であった。

つぎに、保甲が実際に担った機能に関しても、基隆庁を例にとって触れておこう。

基隆庁の「保甲条例施行細則」²⁷には、保甲規約に規定すべき事項(第九条)、保正の職務(第十条)、甲長の職務(第十一条)が、以下のように規定されている。

まず、保甲規約に盛り込むべき項目としては以下の 11 項目である。

「一 保甲の名称及区域、二 戸口調査に関する事、三 出入者取締に関する事、四 風水火震災及土匪強盜等に対する警戒捜査に関する事、五 伝染病予防に関する事、六 阿片弊害矯正に関する事、七 保甲の会議に関する事、八 過怠処分に関する事、九 保甲内の褒賞救恤に関する事、十 経費の収支予算決算並賦課徴収に関する事、十一 前各号の外地方の安寧保持上必要の事」

保正の職務は、概ね次のようなものとされた。

「一 甲長の職務を監督すること、二 保内の住民を教戒し非行を為さしめざること、三 犯罪人の捜査及逮捕に付警察官吏を補助すること、四 規約違反者を処分すること、五 規約上の褒賞救恤に関する事、六 過怠金の徴収及処理に関する事、七 経費の収支予算決算並賦課徴収に関する事」

また、甲長は概ね次のような職務を担うものとされた。

「一 保正の職務を補助すること、二 甲内の戸口を調査し其出入を取締ること、三 犯罪人の捜査及逮捕に付警察官吏並保正を補助すること、四 甲内の住民を教戒し非行を為さしめざること」

このほか、各戸の家長の義務(第 12 条、第 14 条)、保甲聯合会の組織(第 15 -17 条)、壮丁団の組織と任務(第 18-25 条)などが、この「細則」には規定されている。

さらに、「保甲条例施行細則取扱手続」²⁸を見ると、保甲の編成願、壮丁団の編成願、および保甲聯合会組織願は庁の警務課で調査の上認否の手続きをするよう定められており(第 1 条)、この制度が警察の指揮系統に組み込まれていることが明らかとなる。同「手続」にはまた、保甲に備え付けるべき簿冊として「一 保甲役員名簿、二 壮丁団員名簿、三 戸口調査簿、四 経費賦課徴収

²⁷明治三十六年基隆庁令第十号「保甲条例施行細則」(『基隆庁報』第五十四号、1903 年 8 月 10 日刊)。これも基隆庁独自の規程というより、総督府の指導にしたがって、各庁が制定したものの一例と見るべきである。

²⁸明治三十六年基隆庁訓令第一三号「保甲条例施行細則取扱手続」(『基隆庁報』第五十八号、1903 年 9 月 5 日刊)。

簿、五 経費支出明細簿、六 備品台帳、七 書類綴」が列挙されている。

これら諸規程から、保甲制度は、地域への人の出入りの管理、犯罪の取締、天災人災への対処、伝染病対策を中心とする衛生管理、救貧事業など、警察業務の末端を担うものとして設計されたことが分かる。

以上のように、街庄と保甲は元来別系統に属する組織として設計されていたが、実態としては同じレベルの地域社会を組織するものである。このことに関する認識の結果であろう²⁹、1904年には保甲役員に街庄長の事務を補助させることが新たに定められた³⁰。同年末時点でのその内容について、基隆庁の例を挙げよう³¹。

「一 法令の周知に関する事項、二 産業統計材料蒐集に関する事項、三 戸籍上の異動届出に関する事項、四 各種告知書及伝令書の配付に関する事項、五 賦課物件及公学校協議費賦課調査に関する事項、六 国税、地方税、公学校協議費未納督促に関する事項」

この結果、保甲は、形式上は警察の末端組織であるにもかかわらず、現実には街庄行政の下部組織としての意味も担うようになった。日本における地方制度との比較でいうならば、町村に包含された「区」や「部落」等と似かよった機能を果たすことになったのである。筆者の問題関心との関連でいうならば、「産業統計材料蒐集に関する事項」がここにあげられていることには注意を促しておきたい。これは、日本本国における調査で、おおむね大字を単位として選任された「生産統計調査委員」等と呼ばれる制度³²に類似しているが、台湾の制度は日本より10年ほど先行している。

最末端における台湾総督府の地方制度に着目すると、以上のような試行錯誤の過程を経て、個々の制度が次第に有機的に組み合わされていったことが理解される。

3.3 街庄役場運営の実態

3.3.1 利用した資料

前節で概観したように、街庄は、日本による領有以前から台湾社会に存在した社会的結合関係を日本の統治機構に取り込んだものであり、漢人系住民によ

²⁹この点については、次項で取り上げる古田種次郎の復命書にも、提言として記述されている。

³⁰国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』4820-14(保甲役員に徴税事務を負担させる旨各庁への通達、1904年4月)。以後、保甲役員による行政事務の補助に関しては、その内容が漸次拡張されていった。

³¹明治三十七年基隆庁令第一一〇号「保甲役員ヲシテ街庄長ノ事務中左ノ事項を補助セシム」(『基隆庁報』第百七号、1904年12月9日刊)。

³²小牧恭子(1998)

り運営される組織であった。この街庄制度は総督府による台湾統治を末端で支える機能を担っており、この組織が円滑に機能するか否かは、総督府による統治全体がうまく行くかどうかの鍵であった。そのため、日本本国において明治の最初期に、戸長役場など末端の行政組織を対象とする巡視が行われたように、台湾においてもまた、日本人官吏により、街庄を対象とする巡視が行われ、その報告が「復命書」として、今日に残されている。

日本人官吏による巡視および監督の法的根拠は、総督府の指示の下、各庁が制定した「街庄行政監督規程」等と題する庁の訓令であった。ここに、基隆庁の例を掲げておこう。

「訓令第一五号

総務課

街庄長

街庄行政監督規程左の通り相定む

明治三十六年十二月十一日

基隆庁長 山名 金明

街庄行政監督規程

第一条 街庄行政監督の爲め管内を左の区域に分ち各区域に監督主任一名を置く

第一区域 第一区 第二区 第三区 第二十一区

第二区域 第四区 第五区 第六区 第七区

第三区域 第八区 第九区 第十区 第十一区 第十二区 第十三区

第四区域 第十四区 第十五区 第十六区 第十七区 第十八区

第十九区 第二十区 第二十二区 第二十三区

第二条 監督主任は属又は技手を以て之に充つ

第三条 監督主任の視察すべき事項概ね左の如し

一 法令命令其他官庁の発したる諸令達等周知の方法及其程度

二 街庄長及書記執務の状況成績及其勤怠能否

三 街庄長の処置法律命令其他官庁の令達に違背し若は公益を害することなきや否

四 街庄長及書記の人民に対する態度

五 総代其他の者を利用の程度其利弊

六 公共財産又は組合事業管理の状況

七 事務費及公費収支の正否

八 統計報告に関する材料蒐集方法の適否

九 土木殖産教育其他の事業に於ける現況及人民の意向並将来施設に関する意見

十 区内街庄間の調和

- 十一 施政に関する人民の感情
- 十二 街庄長に対する人民の感情
- 十三 民力盛衰の状況及其原因
- 十四 民情風俗変遷の状況
- 十五 前各号の外必要と認めたる事項

第四条 監督主任は命令を待ずして直に街庄長を指揮することを得ず但法令に違背し又は全く錯誤に出たる事項は直接街庄長に注意を与ふることを得

第五条 街庄長は監督主任に対し其書類の検閲及正常なる要求を拒むことを得ず³³

次項以下に掲げる巡視復命書は、この訓令に基づいて、管内 4 つの区域について監督官が行った巡視の報告書 4 通のうち 3 通分である³⁴。

これらの復命書が今日まで保存されているのは、1903 年 12 月 24 日付をもって、総督府が各庁に対し、街庄巡視の復命書を提出するよう通達したためである。この事実は、総督府（おそらく後藤新平）が、漢人系住民による末端行政組織である街庄の実態に、なみなみならぬ関心を抱いていたことを物語る。この通達を受けて、基隆庁では 1904 年 10 月 24 日付で、民政長官後藤新平宛にこれらの復命書を提出したのである。

3.3.2 復命書の検討

つづいて、入田末男³⁵、八田岩吉、古田種次郎による 3 通の復命書を実際に見ていくことにしよう。

まず、入田および八田による前書き部分を見ると、これらの復命書のもとに

³³『基隆庁報』第六十七号、1903 年 12 月 16 日刊。なお、原文ではこのあとに漢訳が付されているが省略する。

³⁴国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』4792。各区域および担当は、原文によれば入田末男、八田岩吉ともに「第三区域」、古田種次郎が「第四区域」を担当したと書かれている。しかし、入田の復命書には「金包里堡」と、また、八田の復命書には「三貂堡及文山堡」と書かれており、担当地域が重複しないことが判る。他の資料と突き合わせてみた結果、おそらく入田が担当したのは「第二区域」であり、「第三区域」としたのは誤記であろう。また、これら 3 通の他、出井通次郎によってもう 1 通の復命書が庁に提出されており、おそらく基隆街を含む「第一区域」に関するものであったと思われるが、筆者はこれを発見していない。なお、復命書が庁に提出された時期は、1904 年の 1 月から 4 月にかけてである。

³⁵入田末男はその後台北庁属に配置換えになり、さらに 1907（明治 40）年には、関東都督府属として出向している。ちなみに、関東州および朝鮮が日本の支配下に編入されたのに伴い、関東都督府および朝鮮総督府に、台湾総督府から実務レベルの官僚がまとまった人数出向していることが、台湾総督府公文類纂から明らかとなる。西欧列強と異なり、植民地官僚のための専門の教育機関を持たなかった日本では、台湾総督府が、実質的な植民地官僚養成機関としての役割を果たしたもののようである。この点に関する分析の結果は他日発表することとしたい。なお、八田岩吉、古田種次郎に関しては、今のところどのような経歴の持主であるか確認できていない。

なった巡視が、1903（明治36）年に発布された庁訓令「街庄行政監督規程」³⁶に基づいて実施された、初めての巡視であったことがわかる。彼らは、このことを述べた上で、初めてであるが故に規程にある項目全部について全面的に視察することはできず、今回は視察を中心とする（入田）もしくは規程の中でも「最適」なものを中心とする（八田）旨、断り書きをしている。すなわち、規程にある項目全部について視察を実施したわけではなく、項目を適宜取捨選択して、観察者である彼らが緊要と考えた項目についてのみ報告したというのである。古田の復命書にはこの種の前書きはないが、内容的には両者と同様である。つまり、これらの復命書は、庁の担当者が現地住民による末端行政機関を直接見たとき、もっとも強い印象を抱いた特徴について述べられていると見るべきである。

それでは、実際に「街庄行政監督規程」に列挙された15の観察項目のうち、彼らが着目したのはどの項目であったろうか³⁷。

詳細は表2に譲るが、3者ともに記述している項目として「一 法令命令其他官庁の発したる諸令達等周知の方法及其程度」「二 街庄長及書記執務の状況成績及其勤怠能否」のうち、戸籍業務に関するもの、文書管理に関するもの、「七 事務費及公費収支の正否」のうち学校協議費に関するもの、「九 土木殖産教育其他の事業における現況及人民の意向並将来施設に関する意見」のうち教育に関するものがある。これらの項目は、観察者が異なっても共通して着目されたものとして、当時の庁官僚の、末端における重要な行政課題に関する、一般的な認識を示すものと見てよいのではないだろうか。以下、まずこれらの項目について紹介し、その後それぞれの復命書に特徴的な項目も、必要に応じて紹介することとしたい。

3.3.2.1 法令等の周知—保正甲長の実質的な使役

まず「一 法令命令其他官庁の発したる諸令達等周知の方法及其程度」に関しては、3者ともにほぼ同様の記載が見られる。すなわち、管内のどの街庄をとっても掲示場が設けられていないことである³⁸。実際にどのようにして諸令達等の周知をはかっているかという点に関しては、雇人もしくは保正甲長に街庄内を巡らせているケースが一般的に見られた。前述のように、街庄と保甲とは、出発点において行政上の系統をことにする組織であり、制度上は、その業務は相互に独立のものとして設計されていた。しかし、実際にはその対象とする住

³⁶明治三十六年基隆庁訓令第十五号

³⁷これらの復命書は定まった書式に従って作成されたものではなく、それぞれが思い思いに記述しており、その中のある特定の部分が「街庄行政監督規程」のどの項目に対応するかということも厳密には述べられてはいない。表2ならびに本文中で各項目に相当する記述としたのは、筆者による事後的な分類である。

³⁸入田のみは、掲示場を設けるように注意を与えたという記述になっている。

民は共通しており、また街庄長と保正甲長等は同じ地域社会にすむ住民同士であった。そのため、街庄長がその業務遂行に人手が足りないと感じた際に、同じく行政の末端に連なる保正甲長に助力を求めたとしても不思議はない。すでに述べたように、街庄長と保正甲長は、1904（明治 37）年後半には後者が前者の業務の一部を負担するという形で、制度上も有機的な関係を持つようになるが、これはこうした実態をふまえた制度改正だったと見るべきである。

さて、この項目に関して、古田が加えているコメントは、現地社会の中心人物である街庄長が、日本の行政に対してどのような姿勢で接していたかを窺わせるものである。

古田の記述を筆者なりの言葉で紹介すれば次のようである。「巡視に訪れた自分に対し、応対にでた街庄長は、命令等はきちんと伝達しているという。しかし、これは官吏である自分らの手前、体裁を繕っているだけである。なぜなら、ほとんどの街庄に掲示場がない上、たまたま掲示場が設けられてあっても命令事項を貼り付けているところがない。また、庁から送った印刷物も役場事務室に片隅に散らばっていて使われた形跡がないなど、街庄長の言葉が実行されているとはどうも考えられないからだ」³⁹と。このような事実をどう評価するかは、「四 街庄長及書記の人民に対する態度」ともあわせて、のちに述べることとしたいが、この時期、現地住民からは、日本の支配が永続的なものとしては受け入れられていなかった可能性もある。

3.3.2.2 戸籍業務—一般住民による行政制度認知の過程

「二 街庄長及書記執務の状況成績及其勤怠能否」のうち、戸籍業務と文書管理については、3者ともに記述が見られる。順を追ってみることにしよう。

まず、戸籍業務に関する評価は、いずれの復命書でもほぼ一致している。すなわち、①本島人にはもともと戸籍の観念がないため、出生死亡婚姻転籍等の届出をすることもなかった。そのために、制度が設けられてからも届出をするものは少ない。②文盲の住民が多く、自己の提出すべき文書を街庄長や書記が代筆せざるを得ない。③以上の結果、街庄長の戸籍業務は単に住民からの届出に基いて簿冊の加除訂正をすればよいというだけではなく、事務は繁雑になる。そのため毎年 2 回と規定されている戸籍簿の調査も実施できずにいる場合が多い。

³⁹原資料中、関係する部分は以下の通り：「少なくとも総代甲長は事毎に伝達せられ居るが如き口振りなり然れども是等は各街庄長が其職責に対し体裁能く答弁したるに過ぎずして事実は何れも之に反するなきや疑なき能はず何となれば其掲示場を設けたる所の如きは殆んど之れなく偶々之れあるものと雖諸命令事項を記載貼付するなく又其人民輻輳の場所等に掲示あるを見ず庁より送付する所の庁報の如きも三部とも街庄役場事務室の片隅に散乱し居るの有様にして事毎に総代等に通知伝達せしむるなどは現今執務振りより打算し到底実行し居るとは思惟し難し」。以上、国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』4792-34

さらに、古田復命書では、街庄役場に備え付けの戸籍簿の書式自体が不完全であるという行政側の問題も指摘されており、施政開始当初の行政諸制度の未整備を窺わせる。

このような状況に対し、警察官吏が戸口調査の際に戸籍の届出を説諭したり、また日本の統治下では訴訟事件のさいに戸籍調べが行われるため、届をしていないと不利になるという条件などによって、次第に戸籍の重要性に関する認識は広まりつつあると、八田は述べている。

これらの記述は、以下のような事情を物語るものであろう。すなわち、行政による個々の住民の把握は、清朝統治下では末端まで行き渡っていなかった。こうした状況であった台湾社会において、日本の行政は、本国の戸籍制度を模した住民把握のシステムを、早い時期から立ち上げようとした。しかし、そのためには、現地住民に対して、公教育や、実地の体験（訴訟など）等、様々な形で教育、訓練がなされなくてはならなかったのである⁴⁰。

3.3.2.3 文書管理業務—街庄長および書記の資質に関連して

つぎに、文書管理に関しては、街庄により状況に差異があった。多くの街庄では書類の保管が乱雑で、1冊の簿冊を得るために総ての書類をひっくり返して探す状況であった。はなはだしい例では、書箱の中には書類が見つからず、事務所の中におかれたベッドの上に放り出してあった例もあったという⁴¹。また規程に定められた簿冊を調製していないところも多かった。ただし、後者については、その簿冊に対応すべき事件の取り扱いが発生していないためという理由があったようである。こうした状況について、古田は「もともと事務処理のための訓練を受けていない街庄長に、一度に多くのことを求めるのは間違いであるし、そもそも処務規程にも多少不備の点がある⁴²」という趣旨のことを述べている。つまり、日本による施政開始後間もない時点であり、街庄長といっても、日本の行政システムについて知識を欠く人々であることを考慮すべきであるというわけである。ただし、少数ではあるが、書類の保管、簿冊の調製、記入の方法の整ったところもあったようである。八田、入田による記述も、ほぼ同様の内容になっている。

以上、復命書によって問題とされたことを、ここでいいかえるなら、行政機

⁴⁰復命書には現れてこないが、日本式の戸籍制度が機能する前提として、1人の人間が複数の姓名を持たぬこと、出生の日付が明確であること等々がある。これらの点でも、台湾住民に対する教育訓練は必要であった。

⁴¹八田復命書。国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』4792-34

⁴²八田による原文は以下の通り：「如上文書整理は何れも不十分なりと雖元来事務上の修養なく事務的知識に乏しき現今の街庄長に向ひ直に多くを求むべきは抑も思はざるの甚しきものにして殊に其綴方の混同せるが如きは処務規程にも多少不備の点あり」。以上、国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』4792-34

構の末端を担う現地住民にもとめられた知識と規律の問題であろう。いかなる組織でも、それが円滑に運営されるためには、その中であって運営に携わる人々が、その組織運営の原理や方法に関する知識と、それらにともなう行動規範ないし規律を身につけていなければならない。日本とは歴史的背景を異にする台湾住民に、末端に位置するとはいえ日本の行政制度の運用を任そうとするばあい、このような知識を身につけさせることは急務であった。

3.3.2.4 教育への注目—現地社会のニーズと公学校

「七 事務費及公費収支の正否」では、3人とも学校協議費の徴収状況について述べている。また、「九 土木殖産教育其他の事業における現況及人民の意向並将来施設に関する意見」でも、教育に関しては3人とも触れている。台湾で、現地住民に日本の公教育を浸透させることが、早い時期から重要な課題と考えられていたことがわかる。ただしその内容を見ると、入田と他の2人とは、内容が異なっている。入田のコメントは簡略であり、前年に公学校が出来たものの、在籍する生徒数はまだあまり増えていないと言うのみである。他の2人の述べている内容は共通しており、以下の3点に要約できる。第1は、現地住民は向学心が強く教育熱心であること、第2は、それにもかかわらず交通不便のため学校への通学が困難である、第3に、公学校へ通えない子弟の教育機関として、在来の「書房」が無視できない役割をはたしている⁴³。

このような状況に対応して、公学校協議費の徴収状況も入田の巡視した区域では「各庄共に其徴収甚だ不良」であるのに対し、八田と古田の巡視した区域では「徴収の成績は佳良」などの評価である点が共通している。このような相違が生まれてくる原因は今のところ不明であるが、日本の行政によって設置された公学校の所在地と、そこに至る道路の状況などによって左右されたものかも知れない。

以上の点と関連して、同じく「九 土木殖産教育其他の事業における現況及人民の意向並将来施設に関する意見」で、入田と八田が土木事業、特に道路整備に関する意見を述べていることを指摘しておきたい。教育の普及状況に関して否定的な報告をした入田は、道路整備の必要を、経済的効果に関してよりも、教育に及ぼす効果と結び付けて論じている⁴⁴。同様の記述は八田にも見られる⁴⁵。

⁴³八田による記述を一例として引用しておく。「元来本島人は支那民族の分脈にして古へ聖賢の教を崇拝せるものなり従て教育の観念は頗る深し然ども唯奈何せん寒村僻地に住し交通機関の不備と経費の制限に束縛せられ充分の教育機関を啓発するの余地なし僅に一郷（三、四庄併合）に一の書房を設け読書習字の各科を教授せるの有様なりき」。以上、国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』4792-34

⁴⁴入田による原文は以下の通り。「当区域内の如き未だ遽かに大道路を設くるの必要を認めずと雖も現在の道路にては余りに其設備不完全にして之が為め幾多事業の進路を妨げられつつあるを覚ふ現に教育事業に及ぼす影響の如きも亦た決して尠少にあらざるべし普通日々出席生徒数は八十名内外なるに一朝風雨に際せば其三分の一甚だしきは四分の一に減

総督府官僚は公教育に関し、前項に述べたような知識と規律の基礎を与えるという意味で重視せざるを得なかった。これと同時に、現地住民の側にも教育に対する欲求は伝統的に分厚く存在した。総督府は、このような社会的ニーズの存在を前提として、これを自らの公教育システムに誘導することを試みていったのである。

3.3.2.5 事務所の体裁と街庄長および書記の執務状況

つづいて、3人全員が記述しているわけではないが、街庄長や書記に選任された人々の資質にかかわるものとして、「二 街庄長及書記執務の状況成績及其勤怠能否」中の街庄長の勤務状況と役場の状況に関するものについても、主として古田によりながら紹介しておこう。

古田は「事務所の体裁」という項目を立て、担当する9つの区（街庄）について記述しているが、そのうち8箇所について事務所として不体裁、あるいは不完全という趣旨の評価を下している⁴⁶。その理由は、事務室内の整理整頓が悪いというのみならず、事務室として用いられている建物が粗末であること、事務室内に寝台や衣類が置かれていたり、収穫した農作物が保管されていたりと、執務の空間と日常生活の空間が区別されていないことなどであった。一例をあげるなら、以下のようである。

「事務所の体裁(19区、加冬脚庄) 事務所は広大なる石造建物にして未だ内部の造作出来居らざる殆んど人気なき家屋一隅の階段を上れば乃ち階上に事務所あり此処亦何等の仕切なく広き二階の中央に庄長書記卓を並べて執務の用に供せり其一隅には粗末なる寝台ありて寝具は其上に取散しあり又一方には雨天なりし為め物干竿に衣類の懸けあるあり他の一隅には唐芋の積みあるありて事務所として不体裁なり」⁴⁷

これは、街庄長に選任された人々の意識の上で、公的な職務が私生活から区別されていなかったことを意味するであろう。

また、街庄長の執務状況にも、同様の問題があった。「街庄長処務規程」⁴⁸第8条には、「街庄長及書記は妄りに任地を離る可からず」とあるにもかかわらず、

ずることあり之れ風雨に際せば其橋梁の甚だ危険なると道路泥濘の為め女生徒の如きは到底歩行し得ざる所以あればなり強いて道路の改築を求めず単に旧道路の修繕にして可なり若し夫れ修繕に止めんか時期を見計らい街庄長を督励せば各部内人民一両日間の労力と唯だ僅かの金額とを拠出せば容易に成功すべきことなり」。以上、国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』4792-34

⁴⁵八田による原文は以下の通り：「第三区域の各区は概して峻嶺幽谷の地たり従ふて平坦の地極めて鮮なし殖産の途を講ぜんとするも教育の方法を普及ならしめんとするも之れ皆交通機関の便否に因らずんばあらず然るに道路險悪にして交通不便なり」。以上、国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』4792-34

⁴⁶事務所としての体裁が整っていると評価されたのは14区の水返脚街（今日の汐止市）のみである。

⁴⁷国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』4792-34

⁴⁸明治三十五年基隆庁訓令第五号。

金山等に商用のために一ヶ月以上にもわたって任地を離れるケースがあると、古田は報告している。同様のことは入田も弊害として認識しており、「勤務に関する注意」として、「時間を厳守し勤務中乱りに外出せざること」「事件の大小を問はず成るべく街庄長自身之を処理し書記に一任するが如き弊風を避くこと」⁴⁹という注意を与えたと述べている。こうした記述を見ても、街庄長や書記の間で、公務と私的活動とのけじめが曖昧であり、しばしば私用が優先される傾向があったことが窺える。

日本人の内務官僚の眼に、末端行政を担う人々のこのような状況は、規律の欠如であり、根本的に改善されるべき状況と映ったであろう。

3.3.2.6 街庄行政改善に関する提言

さて、視察を終えた古田は、①保正甲長に街庄長の補佐をさせること、②街庄書記の事務練習を実施すること、③街庄役場事務費を増加すること、④街庄役場への新聞紙の配付を現状の2部から1部に減らすことの、4点の提案をしている。これは、一方で街庄業務の内容に見合った事務費の支給と、その合理的な支出を求めるものであり、他方で、街庄事務を担う人材の確保と育成に関する措置を求めるものである。③と④の提案が庁でどのように扱われたかは、まだ確認できていないが、①と②は総督府レベルでも必要と認識されていた。この復命書が直接のきっかけになったかどうかは確認できないが、保正甲長による街庄事務補佐に関しても、街庄書記の事務練習に関しても、その後台湾全島において実現している。事務練習の中に、統計調査に関する基本的知識と技術が含まれていたことは、別稿で、水科七三郎による教科書を例にとって述べたとおりである⁵⁰。

3.4 本節のまとめ

現地住民による末端行政組織である街庄の状況は、当時、日本人官吏により、どのように認識されていたか。復命書からは、一方で教育、道路など、日本が統治をするために必要な社会的インフラを整備する必要性が日本人官吏によって認識されていたこと、さらに、それらに対する現地社会の受け止め方に、彼らが注意を払っていたことがわかる。

これと同時に、他方で、現地住民の側から見ると、街庄内での情報伝達のあり方や、戸籍業務のあり方、街庄役場の状況などからも窺われるように、日本の行政システムと、その背後にある発想、そして行動規範に、街庄長、一般住民ともに馴染んでいなかったことがはっきりと知られる。こうした規範が、外部から押しつけられたままではなく、現地住民によって受け入れられ、ある

⁴⁹国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』4792-34

⁵⁰佐藤正広(2010)参照。

程度内在化しなければ、日本による統治は恒常的なものとはなり得ないであろう。3人の復命書が、揃って、教育の重要性に着目している背景には、このような事情が存在する。

この点と関連して、総督府による施政開始後約10年のこの時点でもなお、現地住民の間に、日本による統治が長続きしないと見る雰囲気があったことも推測される。入田は次のような指摘をしている。

「唯だ忌憚なく彼らの短所を指戴せば彼らが人民に対するの態度甚だ懇切なりと謂はんよりは寧ろ余り遠慮勝なるが如き感なきにあらざ税金協議費の取立と云ひ将又寄付金の取纏と云ひ甚だしき外部の刺激あらざる以上は督促自ら進んで徴収するの勇なく只管管内人民の感情を害せざらんことを之れ勉むるものの如し」⁵¹

日本人に協力したとして、それが支配者の地位を追われるときが来たら、そのことによって自分も不利な立場に立たされるかも知れない⁵²。そのことを考えれば、日本人への協力は最低限に留めておいて⁵³、地域住民と摩擦を起こさないように努めた方が得策であるという判断が、街庄長クラスの人々の間に存在したのではないだろうか。この推測が正しければ、住民への、引用文に見られるような姿勢も不自然ではない。

4 むすび

日本の行政の末端としての支庁(弁務署)は、会計、文書などの定型業務の部分日本からそのまま移植したものの、勸業、税務などの具体的な民政にかかる諸領域に関しては、現地社会とのやり取りの中で、年をおって業務を充実させ、自らが管轄する社会の実態に即応する形に調べていった。本稿で問題としたのは、日本人によるこうした末端行政組織が、実際にどのようにこの「現地社会とのやり取り」をしていったかということである。

現地住民の組織である街庄や保甲は、現地の社会的結合関係を基礎としていただけに、現地住民を組織し、現地社会の状況を日本人による統治機構に伝える役割を早くから果たしつつあった。しかし、他面で、これを構成する人々は、日本による統治の永続性に懐疑的と見られる面もあった。また、統治者である日本人の眼から見ると、彼らは、日本の統治システムに適合的な、基本的な知識と規律を欠く状態にあるものと認識された。

そこで、現地住民に、日本の統治の基礎をなす知識(ここには当然「国語」としての日本語が、重要な要素として含まれる)と規律を注入する手段として、公

⁵¹国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』4792-34

⁵²現地住民によるこのような認識については、佐藤正広(2007)において、竹越与三郎の記述を引用して指摘しておいた。

⁵³この「協力」には、日露戦争に際して国債に応募することなども含まれる(八田復命書)。

教育が重視され、これを実効あるものとするための社会的インフラとして道路の改修が重要な行政課題とされた。現地住民の側からこれを見るならば、それは、従来「書房」など私塾の形で行われてきた子弟の教育訓練を、公権力が代わって担うことであり、比較的受け入れやすいことであった。

以上のように、日本による統治に適合的な知識と規律が現地住民によって受け入れられ、それが、彼らにとって自己の価値として内在化されていくなら、日本による台湾統治は安定するであろう。日本の植民地経営にとって不可欠なものとして認識されていた産業振興策も、その他の民政諸業務や調査業務も、これを前提として初めて、順調に営まれるようになる。このようなことを、当時の総督府官僚は、認識していたと見られるのである。

(20th November 2010)

引用・参考文献

A.刊行物

- 相島宏(2004)「長洲縣魚鱗冊康熙十五年丈量 清写 一冊」『国立国会図書館月報 No.522』(扉およびその解説で頁なし) 国立国会図書館
- 基隆庁『基隆庁報』各号、編所
- 小牧恭子(1998)「大正期における産業統計調査員制度—地方レベルの統計調査—」佐藤正広編(1998)『栃木県那須郡 武茂村・境村行政資料目録(統計資料シリーズ No.49)』一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター
- 沖田哲也(1984)「台湾における地方制度の沿革—日領期 軍・民政と地方制度—」『政経論叢』第53巻2号および3号、59-95頁、明治大学政治経済研究所
- 佐藤正広(2007)「日本の植民地行政と植民地統計 —第一回臨時台湾戸口調査の実施過程とその背景—」安元稔 編著『近代統計制度の国際比較 ヨーロッパとアジアにおける社会統計の成立と展開』(第6章) 日本経済評論社
- (2010)『台湾における統計家の活動—統計講習会および台湾統計協会雑誌を中心に—』Discussion Paper Series A No.535、一橋大学経済研究所
- 台湾日日新報社(1898)『台湾総督府職員録』編所

B.非刊行資料

- 国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』

表1 苗栗支庁の行政文書・図書等目録

a.支庁本体の行政文書類					
部署	年次	タイトル(冊数)	冊数計		
支庁総計	3ヶ年と年次なし合計		949		
	明治28年		30		
	明治29年		206		
	明治30年		357		
	年次なし		356		
	文書係	2ヶ年計		74	
		明治29年	取発簿(14)、取発補助簿(2)、発送簿(2)、受付簿(2)、清国渡航証明書下附出願綴(1)、清国渡航証明書下附台帳(2)、発按件名簿(1)、電報綴(1)、官報受付簿(1)、消耗品受払簿(1)、郵便切手類受払明簿(1)、宿直日誌(1)、諸令達訓示類綴(1)、總督府訓令(1)、總督府府例(1)、法律綴(1)、諸令達訓示綴(1)、台中縣雜令(1)、県令(1)、発付令達綴(1)、勅令省令綴(1)、總督府報綴(1)、台北縣報綴(1)、外來雑件書類綴(1)	41	
		明治30年	取発簿(8)、總督府府報(1)、台北縣報(1)、台中縣報(1)、清国渡航証明願書類(1)、清国渡航証明書下附台帳(1)、官報受付簿(1)、復命書類(1)、消耗品受払簿(1)、郵便切手類受払簿(1)、台湾新報配付簿(1)、県報送付簿(1)、台中縣報受付簿(1)、毎月収受発送件数表(1)、令達発付簿(1)、雑件綴(1)、電報収発件簿(1)	33	
		2ヶ年計		221	
	庶務係	明治29年	発按件名簿(1)、令達綴(1)、告示綴(1)、告諭綴(1)、褒賞に関する書類(1)、行政事務概況(1)、堡務に関する書類(1)、統計報告綴(1)、伝達(1)、親展書類(1)、親展書類決裁綴(1)、雑件綴(1)、官報寄附通知綴(1)、土人契類綴(1)、諸願届書類綴(1)、寄留届書式(1)、寄留届書類綴(1)、死亡届綴(1)、堡街庄戸数人口調(1)、所轄各街庄総代名録(1)、堡長参庁簿(明治30年も含む。)	21	
明治30年		発按件名簿(1)、令達綴(1)、告示綴(1)、褒賞に関する書類(1)、警察監獄に関する書類(1)、兵事書類(1)、堡務に関する書類(1)、統計報告書類(1)、通牒報告綴(1)、雑件綴(1)、戸籍に関する書類(1)、寄留届綴(1)、内地人寄留者異動(1)、死亡届綴(1)、各街庄寄人名録(1)、改印届綴(1)、戸籍簿冊(1)、 諮問会に関する書類(173) 、下級行政組織に関する書類(1)、病院建築に関する書類(1)、新組合街庄(1)、慈善救恤に関する書類(1)、県報材料綴(1)、官報材料綴(1)、管内諸官衙員名簿(1)、未決着書類(1)、台湾總督府報(1)、台中縣報(1)	200		
農商務係	3ヶ年計		66		
	明治28年	報告綴(1)	1		
	明治29年	農工商綴(1)、森林原野及鉱山(1)、交通及運輸(1)、度量衡(1)、法規(1)、水産及牧畜(1)、令達綴(明治30年も含む。)	7		
明治30年	訓令八十号報告例(1)、總督府民政部殖産部報文(1)、台湾産業調査録(1)、農工商(1)、統計(1)、森林原野及鉱山(1)、蝗虫往答(明治29年も含む。)、交通及運輸(1)、水産及牧畜(1)、度量衡(1)、 森林原野調査書(21) 、調査類輯(1)、米因印度人庁に関する報告(1)、殖民政鑑(1)、 營業名録(9) 、旅人宿営業届綴(1)、営業者雇人届綴(1)、日誌(2)、例規(2)	58			
土木係	2ヶ年計		10		
	明治29年	諸令達訓示綴(1)、決裁綴(1)、道路橋梁修築工事設計書其他土木に關係書(1)、委任工事道路橋梁工事設計綴(1)、委任工事実施箇所一筆限台帳(1)、道路橋梁毀損修繕工事設計書土工区見廻り直轄工夫出向帳(1)、來電綴(1)、報告控綴(1)	8		
	明治30年	諸令達訓示綴(1)、決裁綴(1)、土木に関する書類(1)、演説書添付(1)	4		
衛生係	2ヶ年計		12		
	明治29年	令達書類綴(1)、決裁書類綴(1)、病院公医報告届書類綴(1)、受印書類綴(1)、電報綴(1)、公医名簿(1)	6		
	明治30年	令達書類綴(1)、決裁書類綴(1)、病院公医報告綴(1)、受印書類綴(1)、発案件名簿(1)、阿片煙膏領取証綴(1)	6		
係別・年次別内訳	租稅係		438		
	(支庁内)	明治28年	整理簿(1)	1	
		明治29年	例規(1)、報告綴(1)、訓示告示按綴(1)、往復綴(1)、参考書類綴(1)、各蕃社蕃租收入簿(1)、蕃大租屯丁口粮明善堂租調(1)、船舶鑑札下附台帳(1)、督促令状台帳(1)、糖業納稅済証書交付台帳(1)、樟腦稅鑑札台帳(2)、樟腦營業人台帳(1)、糖業稅鑑札産車員数台帳(2)、樟腦稅納済証書交付台帳(2)、糖業台帳小売部(1)、検査印章下付人名簿(1)、船舶台帳(1)、代人届書類(1)、復命書類(1)、書届書類(1)、糖業稅に関する令達訓示綴(1)、分課規程処務細則(1)、台湾總督府報綴(1)、官報に関する書類綴(1)、雜書類綴(1)、土地家屋売買届綴(1)、砂糖売上高届綴(1)、各社頭目業戸身元保証取(1)、往復綴(1)	41	
		明治30年	樟腦稅納済証書交付台帳(1)、製茶検査簿(1)、製茶稅台帳(1)、製茶稅納済証書台帳(1)、釐業稅台帳(1)、官有建物貸下根帳(1)、砂糖營業願綴(1)、諸願届綴(1)、地理に関する書類綴(1)、報告綴(1)、契稅届書(1)、諸訓達綴(1)、船舶鑑札下附願綴(1)、樟腦糖營業願書雜形(1)、樟腦營業願(1)、往復綴(1)、各認可指令綴(1)、決議書類(1)、官有財産取調書(1)、砂糖売上届綴(1)、樟腦稅納付書納済証書下附願綴(1)、上申書何語綴(1)、例規綴(1)、台北縣官報綴(1)、台中縣報綴(1)、總督府報綴(1)、 契稅台帳(6) 、阿片台帳(1)、吸食者通知綴(1)、地租に関する例規綴(1)、官租に関する例規綴(1)、照会回答及通知留(1)、諸願届及指令留(1)、封抄官租数名簿(1)、街庄各綴(1)	40	
		第一堡之分	年次なし	魚鱗冊(31)、分堡簿(2)、 田甲簿(35) 、 地租調定元簿下調簿(75) 、 地租調定元簿(12) 、雜書類(1)、地租未納人名簿(1)、廿八年官租調定元簿(2)、廿八年官租收入簿(2)、營盤埔官地毎年納納台租簿(1)、旧官租納元簿(1)、 官租納租書綴(4)	167
		第二堡之分	年次なし	魚鱗冊(7)、分堡簿(1)、 田甲簿(15) 、 地租調定元簿下調簿(37) 、 地租調定元簿(4) 、 地租調定元簿下帳(60) 、雜書類(1)、地租未納人名簿(1)、廿八年官租調定元簿(1)、廿八年官租收入簿(1)、旧官租納元簿(1)、 官租納租書綴(4)	123
		第三堡之分	年次なし	魚鱗冊(20)、分堡簿(6)、 田甲簿(5) 、 調定元簿下調簿(20) 、 地租調定簿(8) 、雜書類(1)、地租未納人名簿(1)、廿八年官租調定元簿(1)、廿八年官租收入簿(1)、旧官租納元簿(1)、官租納租書綴(2)	66
		会計係	3ヶ年計		132
			明治28年	整理簿(1)、囚人調簿(1)、精算報告書綴(1)、諸達及往答綴(1)、請求書類綴(1)、警察署修繕予算簿(1)、 現金出納簿(5) 、金權請出簿(1)、俸給製鐵費台帳(1)、俸給支給元簿帳(1)、消耗品原簿(1)、備品原簿(1)、製鐵費納付書控綴(1)、領収書(1)、会計に関する諸達綴(1)、拘留人通知簿(1)、 現金支払簿(4) 、消耗品製給簿(1)、消耗品伝票(1)、消耗品原簿(1)、会計規程類抄(1)	28
			明治29年	郵便切手類出納簿(1)、送付簿(1)、移帳簿(1)、郵便路線図・通信省出版(1)、諸書式(1)、職員出張通知簿(1)、野版見本(1)、地図(1)、職員任免通知簿(2)、雑件綴(1)、往答書類(1)、徹夜出勤簿(1)、任免増減俸及出張通知綴(1)、當繕に関する書類綴(1)、代理人届(1)、臨時備人備工帳(1)、発案件名簿(1)、台湾總督府報綴(1)、圖書引渡証印簿(1)、物品に関する往復綴(1)、整理簿(1)、職員出張通知簿(1)、整理内訳簿(1)、囚人糧食品受払簿(1)、糧食に関する書類綴(1)、給餉人員調簿(1)、諸規則並例規(1)、消耗品請求領収証綴(1)、備品返納及事由書(1)、消耗品出納簿(1)、備品請求領収証綴(1)、備品原簿(1)、 物品購入簿(4) 、消耗品請求簿(1)、消耗品出納簿・病院の分(1)、備品伝票綴(1)、備品請求簿(1)、別扱物品返納簿(1)、預品貸付簿(1)、別扱物品請求簿(1)、消耗品伝票綴(1)、給仕小使出勤簿(1)、物品購入夫備上決議簿(1)、物品貸付簿(1)、雜糞(1)、各庁郵便切手出納書類綴(1)、消耗品原簿(1)、消耗品受払簿(1)、物品受払精算書綴(1)、物品返納諸綴(1)、備品返納諸綴(1)、鑑査出納簿(1)、消耗品出納簿・法院の分(1)、備品貸付簿(1)、 物品請求伝票綴(3) 、工事日誌(1)、台湾總督府諸官制(1)、台湾總督府法規提要(1)、台湾總督府例規類抄(1)、台湾總督府法規提要追加(1)、職員録(1)、歳出臨時部並一時取扱金出納簿(1)、日本会計法律大全(1)、金種類別簿(1)、病院費支出票綴(1)、備品受入報告書(1)、消耗品受入報告書(1)、糧食品受払簿(1)、給餉日計表(1)、俸給支給原簿(1)、特別賞与品受払簿(1)、食品請求簿(1)、土人夫出面帳(1)、雜糞(1)、消耗品請求書(1)、印鑑簿(1)	82
明治30年			例規綴(1)、往答書類(1)、俸給其他渡簿(1)、台湾總督府報(1)、台中縣報(1)、旅費請求精算書式(1)、苗栗病院に関する書類綴(1)、雜書類(1)、稟議書綴(1)、給仕小使出勤簿(1)、消耗品請求領収書綴(1)、備品出納簿(1)、消耗品出納簿(1)、備品請求領収証綴(1)、備品返納簿(1)、警察署新當及當繕費帳(1)、進達上申案綴(1)、阿片煙膏出納簿(1)、阿片に関する書類(1)、購買品価格表及売買余約綴(1)、諸令達(1)、書籍目録(1)	22	
b.支庁本体で「演説書」本文中に列挙されたもの					
「機密費收支に関する帳簿目録」	2ヶ年と年次なし合計		5		
	明治29年	機密費に関する書類編冊(1)、機密費收支簿(1)	2		
	明治30年	機密費に関する書類編冊(1)、機密費收支簿(1)	2		
	年次なし	機密費收支簿(1)	1		
「秘書に関する書類目録」	2ヶ年と年次なし合計		43		
	明治29年	例規類綴(1)、往復書類綴(1)、報告書類綴(1)、任免通知簿(1)、出張命令簿(1)、拝命辞令簿(1)、來電綴(1)、發電綴(1)、発案件名簿(1)、親展取発簿(1)、親展送付簿(1)、訴箱投書綴(30年分も含む。)、出勤簿(2)、日誌(2)	16		
	明治30年	例規類綴(1)、往復書類綴(1)、報告書類綴(1)、任免通知簿(1)、出張命令簿(1)、拝命辞令簿(1)、発案件名簿(1)、親展取発簿(1)、親展送付簿(1)、願書類帳簿(1)、出勤簿(1)、日誌(1)	12		
	年次なし	高等官出張通知簿(1)、庁員時間外勤務記録簿(1)、諸書類(1)、機密収発件数表(1)、庁員履歴書綴(1)、庁員名簿(1)、租稅検査証書交付簿(1)、庁員一覽(1)、 宿直日誌等(6) 、諸届綴(1)	15		

c.支庁本体の図書

「元苗栗支庁図書目録」	法規提要(2)、条約彙纂(1)、法令全書索引(2)、自慶元年至明治元年法令全書(1)、自明治二年至明治十七年法令全書(16)、明治十九年法令全書(2)、明治二十年法令全書(2)、明治二十一年法令全書(2)、明治二十二年法令全書(2)、明治二十三年法令全書(3)、明治二十四年法令全書(2)、明治二十五年法令全書(2)、明治廿六年法令全書(2)、明治廿七年法令全書(2)、衛生現行法規(1)、衛生現行法規追補(1)、明治廿八年職員録(2)、大日本地図(1)、台湾總督府令規程抄(2)、台湾總督府法規提要(1)、台湾總督府法規提要追加(1)、台湾總督府會計法規彙集(2)、明治廿八年八月九月十一月十二月官報(4)、明治廿九年自一月至十二月官報(12)、明治三十年自一月至五月官報(5)、明治廿九年貴族院衆議院議事録(2)、明治三十年貴族院衆議院議事録(2)	77
-------------	--	----

d.苗栗警察署の行政文書、図書および銃器類

警察署総計(文書・図書のみ)		3ヶ年と年次なし合計	332
		明治28年	15
		明治29年	113
		明治30年	99
		年次なし	105
警察署本体		3ヶ年計	127
本署・分署・派出所別内訳	年次別内訳	明治28年	15
		明治29年	50
		明治30年(一部28年、29年を含む)	62
		大甲分署	100
	年次別内訳	明治29年	63
		明治30年	37
	後壩分署	年次なし	33
	大湖派出所	年次なし	72
銃器弾薬および附属品		巡査貸与の分	

e.苗栗病院の行政文書

苗栗病院	年次なし	訓令諸達綴(1)、薬価収入簿(2)、報告書綴(1)、後証綴(3)、書類送達簿(1)、出勤簿(2)、電報往復綴(2)、患者入退録(2)、入院願書綴(2)、命令簿(1)、月誌(2)、雑書綴(1)、診断簿(2)、調剤録(2)、薬局日誌(1)、外来患者受付簿(1)、死亡診断書綴(1)	46
------	------	--	----

出典：国史館台湾文獻館所蔵『台湾總督府公文類纂』9572により筆者作製。

表注：①支庁各係の配列および各係内の文書の配列は原資料のまま。ただし警察と病院は、原資料では支庁の前に編綴されている。②パネルb「機密費収支に関する書類目録」「秘書に関する書類目録」は、独立した書類目録、図書目録の中には含まれず、「機密事務引継演説書」の本文中に掲載されたものであるが、便宜上ここに収録した。

表2 基隆庁街庄巡視復命書の内容

「街庄行政監督規程」による視察項目など		入田	八田	古田	備考
視察全体の方針		○	○	○	
一 法令命令其他官庁の発したる諸令達周知の方法及其程度		○	○	○	
二 街庄長及書記執務の状況成績及其勤怠能否	戸籍事務	○	○	○	
	諸届出の取扱	×	×	○	
	文書の作成と保管	○	○	○	
	勤務状況	○	×	○	
	事務所の体裁	×	×	○	
三 街庄長の処置法律命令其他官庁の令達に違背し若は公益を害することなきや否		×	×	×	
四 街庄長及書記の人民に対する態度		○	×	○	
五 総代其他の者を利用の程度其利弊		△	△	△	一との関連で述べられている
六 公共財産又は組合事業管理の状況	公共埤圳	×	○	×	
	屠畜税	○	×	○	
	公学校協議費	○	○	○	
七 事務費及工費収支の正否	地方税	×	×	○	
	教育	○	×	×	
八 統計報告に関する材料蒐集方法の適否	教育	○	○	○	
	土木事業（道路）	○	○	×	
	殖産事業	×	○	×	
	度量衡	×	×	○	
十 区内街庄間の調和		×	×	○	
十一 施政に関する人民の感情		○	○	×	
十二 街庄長に対する人民の感情		△	×	△	四との関係で述べられている
十三 民力盛衰の状況及其原因		○	×	○	
十四 民情風俗変遷の状況		×	×	○	
十五 前各号の外必要と認めたる次項		×	×	○	今後の施政のあり方への提言

出典：国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府公文類纂』4792-34により筆者作製。

表注：①「○」は記述のあるもの、「△」は明確に他の項目と一緒に記述されているもの、「×」は記述のないもの。②復命書原文は厳密にこの規程の項目に従っているわけではい。本表での分類は筆者による事後的なものである。